

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年7月25日（令和7年（行個）諮問第210号及び同第212号）

答申日：令和8年2月2日（令和7年度（行個）答申第192号及び同第193号）

事件名：特定個人と話をした際の聴取資料等に記録された本人に係る保有個人情報  
の不開示決定（不存在）に関する件  
特定個人の聴取に係る面談録取書等に記録された本人の保有個人情報の  
不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1及び2掲げる文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月6日付け埼労発基0306第2号及び同月18日付け同0318第1号により、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、以下のとおりである。

##### （1）原処分1に係る審査請求

令和2年特定月日a、特定労働基準監督署の特定職員Aから労災の事実確認の面談を受けた際に、特定職員Aの音声データも残っているが、会社側（特定会社）が不利になる聴取資料が作成されていないとなると、特定会社に再雇用された警察OBの過去を考えると疑わしい。行政として中立な立場で調査をしたのであれば、特定職員Aの音声データがあるのだから隠さずに開示すべきである。

そもそも、特定職員Aによる不適切発言など、埼玉労働局が謝罪しメディアに報じられる事態になっている案件なのだから、これ以上の嘘や

隠し事はやめていただきたい。

(2) 原処分2に係る審査請求

特定労働基準監督署の特定職員Aが、国家公務員として国民である審査請求人に対して、令和2年特定月日aの事実確認の面談で嘘を言っていないのであれば開示できる文章であり、聴取書等（文章自体）作成していないとなると、審査請求人の勤務先である特定会社が不利にならないように、特定職員Aは便宜を図ったことになるから開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年1月10日付け（同日受付）及び同月20日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る各開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年3月24日付け（同月25日受付）で本件各審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきものと考ええる。

3 理由

(1) 対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 原処分の妥当性について

ア 原処分1の妥当性について

(ア) 審査請求人は審査請求書において、「行政として中立な立場で調査をしたのであれば、特定職員Aの音声データがあるのだから隠さずに開示すべき」という旨を主張している。

(イ) 審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁にて処分庁に改めて確認したところ、処分庁においては、本件対象保有個人情報1について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが認められた。

(ウ) 小括

上記（ア）及び（イ）のとおり、本件対象保有個人情報1を保有していないとした原処分1は妥当である。

イ 原処分2の妥当性について

(ア) 審査請求人は審査請求書において、「聴取書（文章自体）作成していないとなると、審査請求人の勤務先である特定会社が不利にならないように、特定職員Aは便宜を図ったことになるから開示すべき」という旨を主張している。

(イ) 審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁にて処分庁に改めて確認した

ところ、処分庁において、本件対象保有個人情報2について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが認められた。

(ウ) 小括

上記(ア)及び(イ)のとおり、本件対象保有個人情報2を保有していないとした原処分2は妥当である。

4 結論

よって、本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月25日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第210号及び同第212号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和8年1月19日 審議（同上）
- ④ 同月27日 令和7年（行個）諮問第210号及び同第212号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件各開示請求は、別紙の1及び2に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えることは、特定個人Bが特定労働基準監督署の特定職員Aによる聴取を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

(2) 本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、特定個人Bに係る法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討する。

本件開示請求文言（別紙の1及び2）によると、審査請求人は、特定

労働基準監督署で行われた面談時に、特定職員Aが、審査請求人と面談する前に、特定個人Bと話をしたと思われる事を述べていることから、その際の聴取資料等の開示を求める旨を主張している。そうすると、特定個人Bが特定職員Aによる聴取を受けた事実の有無（本件存否情報）については、審査請求人は推測に基づいて主張しているものと認めざるを得ない。また、審査請求書（上記第2の2）の記載によっても、同様である。

このため、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえず、法78条1項2号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) したがって、本件各開示請求については、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法78条1項2号の不開示情報を開示することとなるため、本来、法81条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件においては、処分庁及び諮問庁は、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしており、このような場合においては、改めて原処分を取り消して法81条の規定を適用をする意味はなく、本件対象保有個人情報を不開示としたことは、結論において妥当とせざるを得ない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法78条1項2号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 1 (諮問第210号)

令和2年特定月日a、特定労働基準監督署で行われた面談時に、特定職員Aが審査請求人と面談する前に（令和2年特定月日b～特定月日cの間）、警察と特定事業者との癒着事件で報道された警察OBの特定個人Bと話をしたと思われる事を述べている事から、その際の聴取資料・メモ（個人メモ等を含む）・通話やメール等の電算磁気記、指示のやり取りを含む記録の一切。

### 2 (諮問第212号)

特定労働基準監督署の特定職員Aが、警察OBの特定個人Bから聴取した際の面談録取書・電話録取書・受け取った資料・受け取った金品等のリストを含む一切。